

# 順天堂オープンイノベーションプログラムGAUDI (Global Alliance Under the Dynamic Innovation) 会員規約

令和元年7月1日  
令和3年4月1日  
令和6年4月1日  
令和8年1月1日

## (目的)

- 第1条 本規約は、順天堂GAUDI・エンタープライズ機構管理運営規程第5条に基づき、同機構が取り組むオープンイノベーションプログラム（以下「本プログラム」という。）において、本規約第3条に定められた会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本プログラムは、GAUDI (Global Alliance under the Dynamic Innovation) と呼称する。
- 3 本プログラムの事務局（以下「事務局」という。）を順天堂GAUDI・エンタープライズ機構（以下「機構」という。）に設置する。

## (本規約の範囲)

- 第2条 本規約は、本プログラムに関する会員の入会、利用、退会及びその他必要な事項を定めるものとする。

## (会員)

- 第3条 本プログラムの会員とは、本プログラムの目的に賛同し、本規約を承諾の上、機構所定の手続きにより入会を申請し、順天堂GAUDI・エンタープライズ機構長（以下、「機構長」という）の承認を受けた企業、または団体をいう。
- 2 会員の区分は一般会員及び特別会員とする。
- 3 会員は、機構が定める別表2に示す支援内容及び特典を受けることができる。
- 4 会員資格は、第1項に基づき、機構長が承認した日から、有するものとする。
- 5 共同研究講座、寄付講座及び产学協同研究講座（以下「共同研究講座等」という。）を開設し、研究費を支出している企業又は団体、ならびに学校法人順天堂（以下「本学」という。）から出資を得たスタートアップ企業は、一般会員としての資格を一定期間有するものとする。

## (年会費)

- 第4条 会員が納入する年会費は別表1の通りとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の途中に入会する新規の会員の初年度会費は、入会の承認があった日の属する四半期以降の残期間に応じて四半期割計算した金額とする。ただし、特別会員は除く。
- 3 会員は、入会する年度の年会費を、事務局が別途指定する口座への銀行振込により、事務局が別途指定する期日までに一括払いするものとする。なお、振込手数料は会員が負担するものとする。
- 4 会員から受領した年会費は、会員の退会時期及びその理由の如何を問わず、一切返金しないものとする。
- 5 一度退会し又は会員資格を喪失した会員が、同年度に再度入会する場合は、改めて年会費を支払うものとする。
- 6 入会後2年目以降の年会費については、事務局が別途指定する口座への銀行振込により、当該年度開始の月末日（4月30日）までに支払うものとする。なお、振込手数料は会員が負担するものとする。

## (エキスパートヒアリング・コンサルティング、施設利用及び個別研究開発伴走支援に係る料金等)

- 第5条 会員は「エキスパートヒアリング・コンサルティング」、「施設利用（グローバルシミュレーション室、未来工作室、順天堂大学元町オープンイノベーション個室ラボラトリ（以下、「個室ラボ」という。）短期貸しに限る）」及び「個別研究開発伴走支援」を利用する際には、別表3のエキスパートヒアリング・コンサルティング費、施設利用料金及び個別研究開発伴走支援費（以下「施設利用料金等」という。）を納付する。
- 2 会員は、前項に定める施設利用料金等を、事務局が別途指定する口座への銀行振込により、事務局が別途指定する期日までに一括払いするものとする。なお、振込手数料は会員が負担するものとする。

- 3 会員から受領した費用は、会員の退会時期及びその理由の如何を問わず、一切返金しないものとする。
- 4 別表3に定める施設利用料金等は、施設運営上の必要その他相当の理由から、予告なく変更することができる。変更後の施設利用料金等は、機構が別途定める方法により公表した時点から適用するものとする。

#### (退会・除名)

第6条 会員は、いつでも、理由の如何を問わず、退会できるものとする。なお、退会の申し出は、退会日の1か月前までに、事務局所定の書式により書面にて連絡するものとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、機構は、当該会員を除名することができる。

- (1) 会員が、本規約に違反したことが明らかとなったとき
- (2) 会員、会員の役員及び関連会社等が、反社会勢力と関係があることが判明したとき
- (3) 会員が、事務局に届け出た情報の全部もしくは一部が事実と異なることが判明したとき又は事実の重要な部分が真実と異なることが判明したとき
- (4) 会員が、本プログラムの運営に関し重大な支障を生じさせたとき
- (5) その他、会員が、本プログラムの運営に関し重大な支障を生じさせるなど、機構が会員として不適当であると判断したとき

- 3 退会又は除名に際して、会員が既に納めた年会費を含む費用は返還しないものとする。

#### (会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、新規及び継続中の如何を問わず当然に会員資格を喪失するものとする。なお、この場合、会員が既に納めた年会費は返還しないものとする。

- (1) 第6条の規定により退会又は除名された場合
- (2) 会員が、破産、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (3) 会員が、解散の決議を行い、もしくは解散命令を受けた場合（合併に伴って解散する場合を除く）
- (4) 事務局と3ヶ月以上連絡がつかない場合
- (5) 年会費その他の支払債務を、期日から6ヶ月間履行しなかった場合

- 2 前項により会員資格を喪失した場合、当該会員は、第6条に定める会員支援を、新規及び継続中の如何を問わず、以後、一切受けることができないものとする。

- 3 第3条第4項に基づく会員としての資格を有する企業又は団体は、年度の途中で共同研究講座等を廃止した場合又は本学からの出資がなくなった場合、廃止した日又は出資の無くなった日の属する翌四半期以降について会員資格を喪失する。会員資格の継続を希望する企業又は団体は、事務局に対して所定の申請書を事前に送付するものとする。

#### (変更の届出)

第8条 会員は、その氏名又は名称、住所、所属及び連絡先等、事務局への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとする。

- 2 機構は、会員が前項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって会員に生じた不利益については、一切責任を負わないものとする。
- 3 機構は、本条第1項の変更手続きを行わなかったこと及び誤りがあることによって本プログラムに関する損害を被った場合は、当該会員に対して当該損害の賠償を請求できる。

#### (会員情報の取り扱い)

第9条 機構は、個人情報保護法を順守しつつ、本プログラムの活動に必要な範囲で利用することができる。

- 2 会員は、会員であることを公表する場合、事務局に事前に申入れの上、機構所定の手続きを経るものとする。
- 3 機構は、会員名を公表することができる。

#### (研究成果及び知的財産の取り扱い)

第10条 本プログラムにおける活動を通じて生じた知的財産の帰属及び取扱いは、本学の関連規約に基づき取り扱うものとし、必要に応じて別途定める手続きに従う。

2 研究成果の公表に関しては、本学の関連規約に従い、必要な手続きを経て行うものとする。

(禁止事項)

第11条 会員は、次に定める行為を行ってはならない。

(1) 本プログラムの活動において、機構及び他の会員の知的財産を含む権利又は利益を損なう懸念のある行為

(2) 機構が別途定める禁止行為

2 前項の規定は、会員が退会し、除名され、または会員資格を喪失した後もなお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第12条 会員が、本プログラムの利用において故意又は過失により、機構、他の会員又は第三者に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 機構は、本プログラムの運営及び第6条に定める支援の提供につき、本規約及び強行法規に定めるもの以外に一切責任を負わないものとする。

2 機構は、天災、騒乱等の不可抗力、その他機構に支配することのできない事由により本プログラム全部又は一部の事業に遅延又は履行不能が生じた場合は、債務不履行の責任を負わないものとする。

3 機構は、自己の責に帰すことのできない事由により本プログラムの実施が困難になった場合には、会員に通知し、本プログラムを終了することができるものとする。

4 本プログラムは、会員の研究成果を保証するものではない。

(善管注意義務)

第14条 会員は、本プログラムの利用にあたっては、本規約に従い、他の会員又は第三者に迷惑となる行為をせず、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

2 会員は、本プログラム内にて他の会員に対して提案等を行うときは、当該行為の事前に必ず事務局へ報告することとする。

3 会員は、全ての情報開示について自己の責任によって行うものとし、本プログラム内で知り得た情報についても、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

4 会員は、本プログラムを通じて利用する本学所有の各種施設に私物は放置せず、その管理を自己責任で行うものとする。会員の私物の紛失、盗難、破損、汚れ等について機構は責任を負わないものとする。なお、残置物があった場合は機構で処分し、会員に生じた損害については、機構は一切責任を負わないものとする。

(遅延損害金)

第15条 会員の年会費及びその他の債務の支払いに関して、機構は、所定の支払期日の翌日からその支払いが実際に行われた日までの期間について、その日数に応じて、未払額に年利14.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を請求することができる。

(本プログラム終了)

第16条 天災地変その他、機構又は会員の責めに帰すべからざる事由により、本プログラムの全部又は一部が滅失もしくは毀損して本プログラムの提供が不可能となったと機構長が判断した場合、本プログラムの運営を終了する場合又はその他機構長が必要と認める場合には、機構は、理由の如何を問わず、本規約に基づく支援を終了させることができる。

2 前項により会員の被った損害について、機構はその責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 会員は、機構に対し、自身、自身が所属する企業又は団体及びこれらの役職員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる者と関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に反社会的勢力を利用していると認められる者と関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしているものと認められる者と関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者と関係を有すること
  - (6) 会員は、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
    - ア 暴力的な要求行為
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
    - オ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得する行為
    - カ その他アからエに準ずる行為
- 2 会員は、本プログラムの提供する活動拠点等（以下「本拠点」という。）を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。また、本拠点が所在する建物及び本拠点に反社会的勢力の構成員又は関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に本拠点の全部又は一部を占有させてはならない。
- 3 会員が、本条第1項又は本条第2項に違反した場合、機構は何等の催告なしに当該会員を除名することができるものとする。

#### （秘密情報）

第18条 機構及び会員は、本プログラムにおいて、開示又は提供を受けて、知り得た秘密情報（不正競争防止法上の営業秘密に該当する情報をいう。）を、本プログラムにおける研究活動以外の目的に使用してはならず、業務上知る必要のある最低限の、本学の教員及び職員もしくは会員の役員又は従業員（以下「情報受領者」という。）以外に開示してはならない。

2 機構及び会員は、情報受領者に対し、会員が本プログラムを退会した後も、本規約の定める秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示もしくは提供を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示もしくは提供を受け又は知得した時点において、既に公知となっている情報
- (3) 開示もしくは提供を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

#### （改廃）

第19条 本規約の改廃は、機構長が行うものとする。

2 事務局は、規約の改廃について、すみやかに会員に通知するものとする。

#### 附 則

この規約は、令和元年7月1日より施行する。

#### 附 則

この規約は、令和3年4月1日より施行する。

#### 附 則

この規約は、令和6年4月1日より施行する。

#### 附 則

この規約は、令和8年1月1日から施行する。

【別表1】

会員の年会費は以下の通りとする。

一般会員	10万円（不課税）
特別会員	500万円（税込）

※1原則として、共同研究講座等を開設している企業又は団体は、当該共同研究講座等を開設している期間に限り、一般会員の年会費の支払いを免除する。

※2本学から出資を受けたスタートアップ企業は、本学からの出資が実行された日から最大3年間に限り、一般会員の年会費の支払いを免除する。

【別表2】

支援内容及び会員特典は以下の通りとする。

会員種別	支援内容			会員特典										
	要件整理	エキスパートヒアリング・コンサルティング	個別研究開発伴走支援	学内シーズ閲覧（会員専用ウェブサイトにて）	学内シーズ紹介（個別）	院内ツアーノード（個別・カスタムコース）	院内ツアーノード（グループ・定型コース）	会員限定イベントご招待			G AUDI	G AUDI	プライオリティパス（定期MTGなど）	オープンスペース・会議室利用
一般会員	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○
特別会員	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 特別会員のエキスパートヒアリング・コンサルティングは、1シーズにつき1回まで無償で利用可能とする。それ以上の利用については別途費用が発生する。

【別表3】

エキスパートヒアリング・コンサルティング費、施設利用料金及び個別研究開発伴走支援費は以下の通りとする。

会員種別	エキスパートヒアリング・コンサルティング費	施設利用料金			個別研究開発伴走支援費
		グローバルシミュレーション室	未来工作室	個室ラボ（短期貸しに限る。）	
一般会員	80,000円（税別）/回/診療科	80,000円（税別）/半日（一括利用※ <sup>2</sup> ） 55,000円（税別）/半日（個別利用※ <sup>2</sup> ）	35,000円（税別）/半日	20,000円（税別）/日	都度見積り
特別会員	80,000円（税別）/回/診療科※ <sup>1</sup>	無償※ <sup>3</sup>	無償※ <sup>3</sup>	20,000円（税別）/日	都度見積り

※1：特別会員のエキスパートヒアリング・コンサルティングは、1シーズにつき1回まで無償で利用可能とする。それ以上の利用については別途費用が発生する。

※2：一括利用は、在宅療養室、外来・集中治療室、手術室（AR/VR, デジタル解剖台を含む。）の3部屋すべてを利用する指す。個別利用は、3部屋のうち一部のみを使用することを指す。

※3：利用回数については制限を設ける。